

第2号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備及び関係規程の一部改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則並びに広島県教育委員会の公用文に関する規程及び広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について、次のとおり提案します。

平成27年3月24日

広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

1 改正等の内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新たな教育長を置く体制に移行することなどに伴い、次のとおり関係規則の整備及び関係規程の一部改正を行う。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

規則名	改正等の内容
委員長職務代理者の指定に関する規則	廃止する。
広島県教育委員会会議規則	委員長を教育長に改めるなど関係規定の整備を行う。
広島県教育委員会公告式	委員長を教育長に改め、引用条項を整理する。
教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則	引用条項を整理し、委任事務の報告方法について規定する。
教育長に対する権限委任規則	引用条項を整理し、委任事務の報告方法について規定する。
広島県教育委員会会議傍聴規則	委員長を教育長に改める。
広島県教育委員会組織規則	引用条項を整理する。

- (2) 広島県教育委員会の公用文に関する規程及び広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

規程名	改正等の内容
広島県教育委員会の公用文に関する規程	「委員長」を「教育長」に改める。
広島県教育委員会公印規程	「教育委員会委員長印」及び「教育委員会委員長職務代理者印」を削除する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案

別紙のとおり

3 広島県教育委員会の公用文に関する規程及び広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令案

別紙のとおり

4 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

広島県教育委員会規則第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓 巳

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 関係規則の整備に関する規則

(委員長職務代理者の指定に関する規則の廃止)

第一条 委員長職務代理者の指定に関する規則(昭和二十四年広島県教育委員会規則第六号)は、廃止する。

(広島県教育委員会会議規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会会議規則(昭和二十三年広島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第一条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第六条第三項を削り、同条第四項中「第二項ただし書」を「前項ただし書」に改め、「前項の規定により」を削り、同項を同条第三項とする。

第十六条第二項中「二名以上」を「の定数の三分の一以上の委員」に改める。

第十八条第一項ただし書中「第十三条第六項ただし書」を「第十四条第七項ただし書」に改める。

第十九条第一項第二号中「出席」を「出席者」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同条第二項中「第十三条第六項ただし書」を「第十四条第七項ただし書」に改める。

第二十条第二項中「整理完結」を「作成完了」に改める。

第二十一条中「整理」を「作成」に改める。

(広島県教育委員会公告式の一部改正)

第三条 広島県教育委員会公告式(昭和二十九年広島県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第二条第一項中「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改める。

第四条第一項及び第二項中「教育委員会委員長名」を「教育委員会教育長名」に、「教育委員会委員長印」を「教育委員会教育長印」に改める。

(教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正)

第四条 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(昭和三十三年広島県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「基き」を「基づき」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

- 2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、必要と認められるときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

(教育長に対する権限委任規則の一部改正)

第五条 教育長に対する権限委任規則(昭和五十三年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第六号(中「第二十七条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、必要と認められるときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

第三条第二項中「これ」を「その事務の管理及び執行の状況」に改める。

(広島県教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第六条 広島県教育委員会会議傍聴規則(昭和六十一年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項、第二条第三号及び第三条第四号中「委員長」を「教育長」に改める。

第四条中「委員長」を「教育長」に、「第十三条第六項ただし書」を「第十四条第七項ただし書」に改める。

第五条及び第六条中「委員長」を「教育長」に改める。

別記様式第一号から様式第三号までの規定中「~~広島県教育委員会~~」を「~~広島県教育委員会~~」に改める。

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第七条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第二条第二項及び第三項中「第十八条」を「第十七条」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

広島県教育委員会会議規則（昭和二十三年教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 広島県教育委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和二十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）に定めるもののほか、<u>法第十六条</u>の規定に基づき、この教育委員会規則の定めるところによる。</p>	<p>第一条 広島県教育委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和二十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）に定めるもののほか、<u>法第十五条</u>の規定に基づき、この教育委員会規則の定めるところによる。</p>
<p>第二条 委員は招集に応じ参着したときは、その旨を、<u>教育長</u>に届出なければならない。</p>	<p>第二条 委員は招集に応じ参着したときは、その旨を、<u>委員長</u>に届出なければならない。</p>
<p>第三条 委員は事故のため招集に出席することができないときは、その事由を付し、<u>教育長</u>に、その旨を届出なければならない。</p>	<p>第三条 委員は事故のため招集に出席することができないときは、その事由を付し、<u>委員長</u>に、その旨を届出なければならない。</p>
<p>第四条 委員は、事故のため欠席し、又は中途退席するときは、その事由を付し、<u>教育長</u>に届出なければならない。</p>	<p>第四条 委員は、事故のため欠席し、又は中途退席するときは、その事由を付し、<u>委員長</u>に届出なければならない。</p>
<p>第五条 委員は事故のため二週間以上現住所を離れるときは、その事由を付し、出発及び帰着の時を、<u>教育長</u>に届出なければならない。</p>	<p>第五条 委員は事故のため二週間以上現住所を離れるときは、その事由を付し、出発及び帰着の時を、<u>委員長</u>に届出なければならない。</p>
<p>第六条 （略）</p>	<p>第六条 （略）</p>
<p>② 定例会は、毎月第二金曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に当たるときは、その前日）の午後一時に委員会の会議室で開催する。ただし、<u>教育長</u>が必要と認めるときは、これを変更することができるものとする。</p>	<p>② 定例会は、毎月第二金曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日に当たるときは、その前日）の午後一時に委員会の会議室で開催する。ただし、<u>委員長</u>が必要と認めるときは、これを変更することができるものとする。</p>
<p>③ 前項ただし書の規定により開催の日時若しくは場所を変更したとき、又は臨時会を招集したときは、<u>教育長</u>は速やかにその旨を県庁前掲示板に掲示するものとする。</p>	<p>③ <u>臨時会</u>は、<u>委員長</u>が必要と認めるとき、又は二人以上の委員から会議に付すべき事件を示して招集の請求があつたときに招集する。</p> <p>④ 第一項ただし書の規定により開催の日時若しくは場所を変更したとき、又は前項の規定により臨時会を招集したときは、<u>委員長</u>は速やかにその旨を県庁前掲示板に掲示</p>

改正後	改正前
<p>第七条 教育長は、会議の開催に当たっては、会議に付する事件その他必要な事項を、委員に対しあらかじめ通知するものとする。</p> <p>第八条 会議の終始は、教育長がこれを宣言する。</p> <p>② 教育長が開会を宣言しない間は、何人も議事について発言してはならない。</p> <p>第九条 出席委員が定足数に満たないときは、教育長は、相当の時間を経て再び出席委員の数を調査し、なお定足数に満たないときは、休会とする。</p> <p>② (略)</p> <p>第十条 教育長が散会、延会又は休会を宣言した後は、何人も、議事について発言してはならない。</p> <p>第十一条 緊急事項について動議を起す者があるとき、又は教育長が自ら緊急事項と認めるときは、討論を行わないで、会議にはかり、議事日程を変更することができる。</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>② 同一の議題について、数個の修正動議があるときは、教育長の意見により、原案に最も遠いものから、順次に表決を採らなければならない。</p> <p>③ (略)</p> <p>第十五条 教育長が表決を採らうとするときは、その旨を、会議に宣言しなければならない。</p>	<p>するものとする。</p> <p>第七条 委員長は、会議の開催に当たっては、会議に付する事件その他必要な事項を、委員に対しあらかじめ通知するものとする。</p> <p>第八条 会議の終始は、委員長がこれを宣言する。</p> <p>② 委員長が開会を宣言しない間は、何人も議事について発言してはならない。</p> <p>第九条 出席委員が定足数に満たないときは、委員長は、相当の時間を経て再び出席委員の数を調査し、なお定足数に満たないときは、休会とする。</p> <p>② (略)</p> <p>第十条 委員長が散会、延会又は休会を宣言した後は、何人も、議事について発言してはならない。</p> <p>第十一条 緊急事項について動議を起す者があるとき、又は委員長が自ら緊急事項と認めるときは、討論を行わないで、会議にはかり、議事日程を変更することができる。</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>② 同一の議題について、数個の修正動議があるときは、委員長の意見により、原案に最も遠いものから、順次に表決を採らなければならない。</p> <p>③ (略)</p> <p>第十五条 委員長が表決を採らうとするときは、その旨を、会議に宣言しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>② 教育長が表決を採ることを宣言した後はその議題については、発言することはできない。</p>	<p>② 委員長が表決を採ることを宣言した後はその議題については、発言することはできない。</p>
<p>第十六条 教育長が、表決を採ろうとするときは、議案を可とする者を挙手させて、その人員を調査し、可否の結果を宣言しなければならない。</p>	<p>第十六条 委員長が、表決を採ろうとするときは、議案を可とする者を挙手させて、その人員を調査し、可否の結果を宣言しなければならない。</p>
<p>② 教育長の意見により、又は委員の定数の三分の一以上の委員の請求によつて、会議にはかり、挙手の方法を用いなくて、記名又は無記名の投票で、表決を行うことができる。</p>	<p>② 委員長の意見により、又は委員二名以上の請求によつて、会議にはかり、挙手の方法を用いなくて、記名又は無記名の投票で、表決を行うことができる。</p>
<p>第十七条 教育長は、議題について、異議者がない場合に、挙手の方法を用いなくて表決しても妨げないと認めるときは、その旨を宣言して表決することができる。</p>	<p>第十七条 委員長は、議題について、異議者がない場合に、挙手の方法を用いなくて表決しても妨げないと認めるときは、その旨を宣言して表決することができる。</p>
<p>(会議の傍聴)</p>	<p>(会議の傍聴)</p>
<p>第十八条 会議は傍聴することができる。ただし、法第十四条第七項ただし書の規定により公開しないこととした事件の審議については、この限りでない。</p>	<p>第十八条 会議は傍聴することができる。ただし、法第十三条第六項ただし書の規定により公開しないこととした事件の審議については、この限りでない。</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (略)</p>
<p>第十九条 会議録には、次の事項を記載する。</p>	<p>第十九条 会議録には、次の事項を記載する。</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>
<p>二 出席者及び出席委員の氏名</p>	<p>二 出席及び出席委員の氏名</p>
<p>三～八 (略)</p>	<p>三～八 (略)</p>
<p>九 (略)</p>	<p>九 選挙の結果</p>
<p>十 (略)</p>	<p>十 (略)</p>
<p>十一 (略)</p>	<p>十一 (略)</p>

改正後	改正前
<p>十一 その他 会議において、又は教育長が必要と認めた事項</p> <p>② 会議録のうち、<u>法第十四条第七項</u>ただし書の規定により公開しないこととした事件に関するものは、前項に準じて別に作成しなければならない。</p> <p>第二十条 委員が、会議録に記載した事実に対して、異議あるときは、教育長は、討論を行わないで、その可否を決しなければならない。</p> <p>② 委員は、会議録の訂正を求めることができる。但し、訂正は<u>作成完了</u>の前日までに字句だけについて行い、意見の趣旨を変更することができない。</p> <p>第二十一条 会議録は、会議終了後速やかに作成するものとする。</p> <p>第二十二条 教育長は、会議録に署名する委員二名を指名しなければならない。</p> <p>第二十三条 教育長が取消しを命じた発言は、会議録に記載しない。</p> <p>第二十四条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>十一 その他 会議において、又は委員長が必要と認めた事項</p> <p>② 会議録のうち、<u>法第十三条第六項</u>ただし書の規定により公開しないこととした事件に関するものは、前項に準じて別に作成しなければならない。</p> <p>第二十条 委員が、会議録に記載した事実に対して、異議あるときは、委員長は、討論を行わないで、その可否を決しなければならない。</p> <p>② 委員は、会議録の訂正を求めることができる。但し、訂正は<u>整理完了</u>の前日までに字句だけについて行い、意見の趣旨を変更することができない。</p> <p>第二十一条 会議録は、会議終了後速やかに整理するものとする。</p> <p>第二十二条 委員長は、会議録に署名する委員二名を指名しなければならない。</p> <p>第二十三条 委員長が取消しを命じた発言は、会議録に記載しない。</p> <p>第二十四条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p>

広島県教育委員会公告式（昭和二十九年教育委員会規則第十号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(総則)</p> <p>第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和二十一年法律第六十二号）第十五条第二項の規定に基づき、広島県教育委員会規則（以下「規則」という。）その他広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める規程等で公表を要するものの公布又は公告に関しては、この規則の定めるところによる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第二条 規則を公布しようとするときは、番号、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して、その末尾に教育委員会教育長が署名しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(規程等の公告)</p> <p>第四条 規則を除くほか、教育委員会の定める規程等で公表を要するものを公告しようとするときは、番号、公告の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入してその末尾に教育委員会教育長名を記入し、教育委員会教育長印を押さなければならない。</p> <p>2 教育委員会が公示する告示を公告しようとするときは、番号を記入して、公告事項を掲げ、年月日及び教育委員会名を記入して、その末尾に教育委員会教育長名を記入し、教育委員会教育長印を押さなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(総則)</p> <p>第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和二十一年法律第六十二号）第十四条第二項の規定に基づき、広島県教育委員会規則（以下「規則」という。）その他広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める規程等で公表を要するものの公布又は公告に関しては、この規則の定めるところによる。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第二条 規則を公布しようとするときは、番号、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して、その末尾に教育委員会委員長が署名しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(規程等の公告)</p> <p>第四条 規則を除くほか、教育委員会の定める規程等で公表を要するものを公告しようとするときは、番号、公告の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入してその末尾に教育委員会委員長名を記入し、教育委員会委員長印を押さなければならない。</p> <p>2 教育委員会が公示する告示を公告しようとするときは、番号を記入して、公告事項を掲げ、年月日及び教育委員会名を記入して、その末尾に教育委員会委員長名を記入し、教育委員会委員長印を押さなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和三十二年教育委員会規則第十二号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>11 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第二十五條第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>争訟手続において、当事者として行わなければならない事務</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第二十六條第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>争訟手続において、当事者として行わなければならない事務</p>
<p>2 教育長は、前項の規定により委任された事務について、必要と認められるときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。</p>	

教育長に対する権限委任規則（昭和五十三年教育委員会規則第一号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和二十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）<u>第二十五</u>条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを除き、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 法に基づく権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）<u>第二十六</u>条第一項の規定による点検及び評価</p> <p>（二）<u>第二十九</u>条の規定による教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出</p> <p>（三）<u>第五十五</u>条第四項の規定による事務処理の特例を定める条例案についての意見の申出</p> <p>六の二〜二十五 （略）</p> <p>21 <u>教育長は、前項の規定により委任された事務について、必要と認められるときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。</u></p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、<u>その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。</u></p>	<p>第一条 広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和二十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）<u>第二十六</u>条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを除き、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 法に基づく権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>（一）<u>第二十七</u>条第一項の規定による点検及び評価</p> <p>（二）<u>第二十九</u>条の規定による教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出</p> <p>（三）<u>第五十五</u>条第四項の規定による事務処理の特例を定める条例案についての意見の申出</p> <p>六の二〜二十五 （略）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、<u>これを次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。</u></p>

広島県教育委員会会議傍聴規則（昭和六十一年教育委員会規則第九号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、報道関係者で<u>教育長</u>が特に傍聴を許可する必要があると認めたものは、別記様式第二号による傍聴証の交付を受けて、傍聴することができる。</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると<u>教育長</u>が認めた者</p> <p>第三条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 <u>教育長</u>の許可を受けずに、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする機器を持ち込み、使用すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>第四条 傍聴人は、前条の規定に違反して<u>教育長</u>が退席を命じたとき、又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条第七項ただし書の規定により公開しないこととした事件を審議することを<u>教育長</u>が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。</p> <p>第五条 前各条に定めるもののほか、傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、報道関係者で<u>委員長</u>が特に傍聴を許可する必要があると認めたものは、別記様式第三号による傍聴証の交付を受けて、傍聴することができる。</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると<u>委員長</u>が認めた者</p> <p>第三条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 <u>委員長</u>の許可を受けずに、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする機器を持ち込み、使用すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>第四条 傍聴人は、前条の規定に違反して<u>委員長</u>が退席を命じたとき、又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条第六項ただし書の規定により公開しないこととした事件を審議することを<u>委員長</u>が宣言したときは、直ちに退席しなければならない。</p> <p>第五条 前各条に定めるもののほか、傍聴人は、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第六条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、<u>教員長</u>が別に定める。</p>	<p>第六条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が別に定める。</p>

別記様式第一号 (第一条関係)

改正後

傍聴申請書

平成 年 月 日

広島県教育委員会教育長様

住 所

郵便番号

連絡先
及びその
電話番号

氏 名

平成 年 月 日開催の広島県教育委員会の会議を傍聴したいので、許可して
ください。

別記様式第一号 (第一条関係)

改正前

傍聴申請書

平成 年 月 日

広島県教育委員会委員長様

住 所

郵便番号

連絡先
及びその
電話番号

氏 名

平成 年 月 日開催の広島県教育委員会の会議を傍聴したいので、許可して
ください。

(表)

様式第2号 (第1条関係)

傍 聴 券 住所 氏名	第 号
平成 年 月 日 当日は、会議開始時刻の5分前までに、 指示に従って傍聴してください。 平成 年 月 日	この傍聴券を係員に提示し、その
広島県教育委員会教育長 <input type="checkbox"/>	

(裏)

(注意事項)

- 1 会議に付議する事件によっては、当日の会議の決定で公開しないこととされる場合
もありますので、御了知ください。
- 2 この傍聴券は、退席する際に係員に返納してください。

改正後

(表)

様式第2号 (第1条関係)

傍 聴 券 住所 氏名	第 号
平成 年 月 日 当日は、会議開始時刻の5分前までに、 指示に従って傍聴してください。 平成 年 月 日	この傍聴券を係員に提示し、その
広島県教育委員会委員長 <input type="checkbox"/>	

(裏)

(注意事項)

- 1 会議に付議する事件によっては、当日の会議の決定で公開しないこととされる場合
もありますので、御了知ください。
- 2 この傍聴券は、退席する際に係員に返納してください。

改正前

(表)

様式第3号 (第1条関係)

改正後

第	号			
報道機関名				
傍	聴	証		
(平成	年	月	日)	会議用)
広島県教育委員会教育長		印		

(裏)

(注意事項)

- 1 会議関係場所の入口でこの傍聴証を係員に示し、その指示に従って傍聴してください。
- 2 この傍聴証は、退席する際に係員に返納してください。

(表)

様式第3号 (第1条関係)

改正前

第	号			
報道機関名				
傍	聴	証		
(平成	年	月	日)	会議用)
広島県教育委員会委員長		印		

(裏)

(注意事項)

- 1 会議関係場所の入口でこの傍聴証を係員に示し、その指示に従って傍聴してください。
- 2 この傍聴証は、退席する際に係員に返納してください。

広島県教育委員会組織規則（平成九年教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号。以下「法」という。）<u>第十七条第三項及び第三十三条第二項</u>の規定に基づき、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局及び教育機関の組織を系統的に定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もって事務の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(機関の分類)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 「本庁」とは、<u>法第十七条</u>の規定による事務局の内部組織で、地方機関以外のものをいう。</p> <p>3 「地方機関」とは、<u>法第十七条</u>の規定による事務局の内部組織で、地域を限り、又は事項を限って設置されたもので、広島県教育委員会の所管に属するものをいう。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この教育委員会規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号。以下「法」という。）<u>第十八条第三項及び第三十三条第二項</u>の規定に基づき、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局及び教育機関の組織を系統的に定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もって事務の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(機関の分類)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 「本庁」とは、<u>法第十八条</u>の規定による事務局の内部組織で、地方機関以外のものをいう。</p> <p>3 「地方機関」とは、<u>法第十八条</u>の規定による事務局の内部組織で、地域を限り、又は事項を限って設置されたもので、広島県教育委員会の所管に属するものをいう。</p> <p>4～7 (略)</p>

広島県教育委員会訓令第 号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

広島県教育委員会の公用文に関する規程及び広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

広島県教育委員会
委員長 佐藤 卓己

広島県教育委員会の公用文に関する規程及び広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

(広島県教育委員会の公用文に関する規程の一部改正)

第一条 広島県教育委員会の公用文に関する規程(昭和三十七年広島県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号中「広島県教育委員会
委員長 氏 名」を「広島県教育委員会
教育長 氏 名」に

改め、同表の第二号及び第四号中「委員長」を「教育長」に改める。

(広島県教育委員会公印規程の一部改正)

第二条 広島県教育委員会公印規程(昭和三十七年広島県教育委員会訓令第九号)の一部を次のように改正する。

別表の2及び3を削り、同表の4を同表の2とし、同表の5を同表の3とし、同表の5の2を同表の4とし、同表の6を同表の5とし、同表の7を同表の6とし、同表の7の2を同表の7とする。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

改正後

(2) 本則が一条のみの場合

(例二)

広島県教育委員会規則第〇号

〇〇規則を次のように定める。

平成〇年〇月〇日

広島県教育委員会

教育長 氏 名

〇〇規則

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇。

附則

1 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

説明事項 (略)

□ 改正する場合

(1) 全部を改正する場合

改正前

(2) 本則が一条のみの場合

(例二)

広島県教育委員会規則第〇号

〇〇規則を次のように定める。

平成〇年〇月〇日

広島県教育委員会

委員 氏 名

〇〇規則

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇。

附則

1 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

説明事項 (略)

□ 改正する場合

(1) 全部を改正する場合

改正後

新たに制定する場合の例による。ただし、次のように題名の上に全部を改正する旨の文言を置くものとする。

(例三)

広島県教育委員会規則第〇号

〇〇規則を次のように定める。

平成〇年〇月〇日

広島県教育委員会

教育長 氏 名

〇〇規則

〇〇規則平成〇年広島県教育委員会規則第〇号(の全部を改正する。

第一条 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

説明事項 (略)

(2) 一部を改正する場合

(一) 一つの規則の一部を改正する場合

改正前

新たに制定する場合の例による。ただし、次のように題名の上に全部を改正する旨の文言を置くものとする。

(例三)

広島県教育委員会規則第〇号

〇〇規則を次のように定める。

平成〇年〇月〇日

広島県教育委員会

委員長 氏 名

〇〇規則

〇〇規則平成〇年広島県教育委員会規則第〇号(の全部を改正する。

第一条 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

説明事項 (略)

(2) 一部を改正する場合

(一) 一つの規則の一部を改正する場合

改正後

(例六)

広島県教育委員会規則第〇号

〇〇規則を廃止する規則を次のように定める。

平成〇年〇月〇日

広島県教育委員会

教育長 氏

名

〇〇規則を廃止する規則

〇〇規則(平成〇年広島県教育委員会規則第〇号)は、廃止する。

附則

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

二 告示

規則の例による。ただし、その内容により公布文を次のように区別する。

改正前

(例六)

広島県教育委員会規則第〇号

〇〇規則を廃止する規則を次のように定める。

平成〇年〇月〇日

広島県教育委員会

委員長 氏

名

〇〇規則を廃止する規則

〇〇規則(平成〇年広島県教育委員会規則第〇号)は、廃止する。

附則

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

二 告示

規則の例による。ただし、その内容により公布文を次のように区別する。

改正後

(例七)

広島県教育委員会告示第〇号

一 法令条例、規則を含む。()の委任により内容を規定する場合

〇〇法平成〇年法律第〇号(第〇条の規定に基づき、〇〇を次のように定める。

二 法令による公示事項を告示する場合

〇〇法平成〇年法律第〇号(第〇条の規定に基づき、〇〇した〇〇は、次のとおりである。(〇〇の規定に基づき、次のように〇〇した。)

三 一定の事項を告示する場合

〇〇する。(〇〇した。)

平成〇年〇月〇日

広島県教育委員会
教育長 氏 名

(「次に掲げる事項」を記載する。)

三 教育長告示

告示の例による。

改正前

(例七)

広島県教育委員会告示第〇号

一 法令条例、規則を含む。()の委任により内容を規定する場合

〇〇法平成〇年法律第〇号(第〇条の規定に基づき、〇〇を次のように定める。

二 法令による公示事項を告示する場合

〇〇法平成〇年法律第〇号(第〇条の規定に基づき、〇〇した〇〇は、次のとおりである。(〇〇の規定に基づき、次のように〇〇した。)

三 一定の事項を告示する場合

〇〇する。(〇〇した。)

平成〇年〇月〇日

広島県教育委員会
委員長 氏 名

(「次に掲げる事項」を記載する。)

三 教育長告示

告示の例による。

改正後

四 訓令

規則の例による。ただし、次のように受訓先を明示するものとする。

(例八)

広島県教育委員会訓令第〇号

受 訓 先
〇〇訓令(規程)を次のように定める。

平成〇年〇月〇日

広島県教育委員会
教育長 氏 名

説明事項 (略)

改正前

四 訓令

規則の例による。ただし、次のように受訓先を明示するものとする。

(例八)

広島県教育委員会訓令第〇号

受 訓 先
〇〇訓令(規程)を次のように定める。

平成〇年〇月〇日

広島県教育委員会
委員長 氏 名

説明事項 (略)

